

第5回入善町農業委員会議事録

令和5年12月6日午後1時30分から第5回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 16名

1番 五十里 章	2番 廣 清 奈緒美	3番 寺 田 晴 美	4番 森 下 さゆり
5番 森 下 吉 光	6番 上 田 幸 嗣	8番 竹 田 隆 浩	9番 嶋 先 良 昭
10番 安 藤 清 雅	11番 小 林 真 一 郎	12番 米 山 義 隆	13番 坪 野 和 夫
14番 前 田 俊 彦	15番 永 山 美 和	16番 亀 田 英 司	18番 田 中 吉 春

欠席委員 2名

7番 西 川 信 一 17番 上 野 好 雄

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	長 島 努
入善町農業委員会	係 長	清 水 弘 美
入善町農業委員会	主 事	上 原 祐 里 奈
入善町農業委員会	主 事	南 茂 和 佳 菜

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第13号 農地法第4条の規定による意見進達について
日程第5	議案第14号 農用地利用集積計画の決定について

議長（米山 義隆）

いよいよ師走に入り、寒暖差も激しく体調管理が難しいということで、今年度は1年を通じて異常気象だったかなと感じながら、小学校でもインフルエンザによる学級閉鎖をするところが出てきて、まだまだコロナもインフルエンザも気をつけなきゃならない状況となっております。

11月の話であります、7日、15日で横山、棚山地区の意見交換会が終了しました。地区の委員におかれましては、ありがとうございました。その土地その土地の特徴が感じられる意見交換でした。

その後は岐阜県の方に視察研修に行きまして、参加できなかった方もいらっしやるので、簡単に視察先のことを紹介させていただきます。

今回は岐阜県の郡上市と下呂市の2件の農家を視察しました。郡上市の方は、自分のところでやっているという農家が少なく、大部分が作業受託であると。近隣の県の作業も受けながらやっているという農業でした。

下呂市の方は、非常に細かい田んぼをたくさんやっておられるというところでした。視察先の会社は、いかにスマート農業を進めるかということを実践しておられました。アシスト付きのトラクターだとか、スマホによる水管理とか、リモコン付きの草刈り機などを使っておられ、中山間地でありますので、特に草刈りが非常に大変だという印象を受けました。電気柵が設置してある圃場がほとんどで、田に入るたびに扉を開け閉めしていて、大変だと思いますが、その地域では当たり前前に農業が行われておりすごいところだと感じました。いずれにしても、農業を守っていくというのは、こういう平場だろうと

中山間地だろうと、守っていこうという同じ意識があるものだと、強く感じました。

11月の29、30日には東京の方で農業委員長大会がありまして、日本には1,900あまりの農業委員会が存在するそうで、そのうちの約1,300の会長が集結しておりました。いかに中山間地を守るか、遊休農地をなくすかという点が話の中にたくさん出てきました。

今月は、7日に青木地区、12日に飯野地区で意見交換会予定しておりますので、各地区の委員にはまたご協力をお願いいたします。最後になりますが、時節柄、体調管理には十分ご留意いただいて、ご家族ともども良い新年を迎えていただけたらと思います。今日もよろしくお祈りいたします。

それでは議案にしたがって進めさせていただきます。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第5の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(米山 義隆)

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長(米山 義隆)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。9番嶋先委員と10番安藤委員に決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(米山 義隆)

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長(米山 義隆)

次に、日程第3、議案第12号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第12号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、入善町青木〇〇外2筆の計3筆で、台帳地目、現況地目はともに田、合計面積は3,829.67㎡です。

申請地の位置図は、議案書の2ページをご覧ください。譲渡人は、入善町青木〇〇の〇〇さん、譲受人は、入善町青木〇〇の〇〇さんです。申請地はもともと譲受人が耕作しており、所有権移転をするため今回の申請に至りました。

許可要件の確認ですが、農機具、通作距離等を総合的に考慮すると、譲受人は全ての農地を効率的に利用できることと見込まれること、農作業に必要な日数について、農業従事していると認められること、譲受人の農地取得後も、周辺の農地利用に支障が生じないと認められること等から要件を満たしております。農業委員による意見書の確認印は、上田委員にいただいております。

以上1件です、よろしくお祈りいたします。

議長(米山 義隆)

ありがとうございました。

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

上田委員

事務局の説明のとおりです。〇〇さんたちは親戚関係で、地図の〇〇さんとも親戚だそうです。現場確認も問題はなく、確認印を押しました。

議長（米山 義隆）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

安藤委員

贈与ということですが、贈与税はどうなるのですか。

上田委員

評価額に倍率をかけて算出します。

議長（米山 義隆）

他に何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第12号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、日程第4、議案第13号、農地法第4条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案書の3ページをご覧ください。議案第13号「農地法第4条の規定による意見進達について」、次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は1件の申請があります。

申請番号1番、申請人は入善町下山〇〇の〇〇さん、申請地は入善町下山〇〇の1筆。台帳地目は田、面積は120㎡で、転用目的は一般住宅敷地です。

申請人の〇〇さんは、下山〇〇外2筆の既存住宅敷地で生活していますが、平成29年に相続した際に、敷地として利用していた土地の一部の地目が田であることが判明し、是正するべく今回の申請に至りました。

申請面積は120㎡で、昭和55年に申請人のお父様が住宅を建てた時から、道路側は庭地として利用、道路から離れた残りの土地については、住宅を建築する際の足場を組み立てるために埋め戻し、その後は隣接する田に屋根雪が入らないようにするため宅地化されていたものです。

申請地は第1種農地ですが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、許可基準は「既存施設の拡張」（既存施設敷地の1/2を超えない）の項目に適合すると認められます。住宅地として無断転用していたことを反省する内容の始末書も添付されており、転用目的には問題ないと考えます。

なお、申請につきましては、令和5年11月27日に除外済であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

農業委員の意見書は坪野委員にいただいております。以上2件です。よろしく申し上げます。

議長（米山 義隆）

ありがとうございました。

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

坪野委員

今ほど事務局から話があったとおりで、除外から進んでいる案件です。特に問題ありませんので、確認印を押しました。以上です。

議長（米山 義隆）

ありがとうございました。では、議案第13号「農地法第4条の規定による意見進達について」の質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長（米山 義隆）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第13号「農地法第4条の規定による意見進達について」を、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、日程第5、議案第14号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第14号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。令和5年12月6日提出、入善町農業委員会会長、米山義隆。

今回は件数が多いため、別紙にて報告させていただきます。

まず、新規設定です。

入善地区2件、2筆、5,170㎡。

上原地区17件、88筆、184,280㎡。

青木地区3件、10筆、20,051㎡。

飯野地区はありません。

小摺戸地区はありません。

新屋地区1件、1筆、667㎡。

櫛山地区はありません。

横山地区はありません。

舟見地区はありません。

野中地区はありません。

以上、新規設定の合計は、23件、101筆、210,168㎡です。

続いて再設定です。
入善地区4件、8筆、21,937㎡
上原地区14件、75筆、160,915㎡。
青木地区9件、17筆、35,298㎡。
飯野地区はありません。
小摺戸地区はありません。
新屋地区3件、7筆、6,556㎡。
櫛山地区2件、6筆、12,419㎡
横山地区2件、3筆、6,548㎡。
舟見地区1件、5筆、10,631㎡。
野中地区2件、3筆、4,847㎡。
以上、再設定の合計は、37件、124筆、259,151㎡です。

新規設定、再設定の合計は、60件、225筆、469,319㎡です。
以上、よろしくお願ひします。

議長（米山 義隆）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長（米山 義隆）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。
議案第14号、農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（米山 義隆）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございませんか。ないようなので、それでは事務局から何かありますか。

事務局

今後の予定の確認ですが、年明けには町の新春を寿ぐ会と、農業委員会新年会がございますので、皆さんよろしくお願ひします。続いて配布物の確認ですが、農業委員会手帳と、研修会を欠席された方のみ研修会資料があります。あとは活動記録簿の記載例です。先月の県外視察の関係で、積立金の清算につきましては、11月までの積み立てで一度清算を行います。1月にさせていただく予定ですのでよろしくお願ひします。

議長（米山 義隆）

その他、何かご意見等はございませんか。では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第5回入善町農業委員会を閉会いたします。
次回は、令和6年1月12日金曜日、午前10時から行う予定ですのでよろしくお願ひいたします。

（閉会 午後2時15分）